

# YMCA サービス・ユースならびに地域奉仕・環境 事業資金運用細則

(名称)

1. この資金は、「YMCA サービス・ユースならびに地域奉仕・環境」事業資金と称し、略称を「Yサ・ユース事業資金」「地域奉仕・環境事業資金」とする。

(目的)

## 第 2 条

1. 「Yサ・ユース事業資金」は、国際アレキサンダー奨学資金（以下、「ASF」という）、YMCA サービス事業、YMCA が実施する主事研修、レイリーダー研修、ユースなどに対する活動の支援を目的とする。
2. 「地域奉仕・環境事業資金」はCS 資金と FF 資金に分類され区の推進する地域奉仕・環境事業に取り組む各クラブおよび部などの活動支援を目的とする。特に FF 資金は、支援を必要とする子供たちの健全育成に資する事業に活用する。

(資金)

## 第 3 条 この資金は、西日本区事業目標で設定されている各種献金収入・自由献金などをもってまかなう。

1. 「Yサ・ユース事業資金」YMCA サービス・ユース献金、自由献金、その他の収入
2. 「地域奉仕・環境事業資金」地域奉仕活動（CS）献金＜お年玉付き年賀葉書当選切手などの収益金の充当も含む＞、FF（ファミリーファスト）献金、自由献金、その他の収入

(既定事業の予算化)

## 第 4 条 Yサ・ユース事業資金から拠出される「国際アレキサンダー奨学資金（以下、「ASF」という）」および「日本 YMCA 同盟支援金」ならびに地域奉仕・環境事業資金から拠出される「自然災害緊急支援基金（以下、「NDERF」という）」は年度資金計画として事前に予算化をしておく。

(管理・運用)

## 第 5 条 この事業資金は、定款第 13 条「会計の任務」第 1 項ならびに第 2 項の A に基づき特別資金会計として区会計が収納・管理し、「YMCA サービス・ユース事業委員会」ならび「地域・奉仕環境事業委員会」（以下「委員会」という）により運用される。

(運用の基準)

## 第 6 条 この資金は、次の基準により運用される。

### 第 1 項 Yサ・ユース事業資金

1. クラブまたは部と YMCA の協働プログラムへの支援
2. 日本 YMCA 同盟およびワイズが関わる各地域 YMCA のプログラム、特にユースなどが実施するプログラムへの支援
3. ASF への献金（既定事業）
4. 西日本区と日本 YMCA 同盟の YMCA サービス関連の協働プログラムへの支援
5. IYC・AYC に参加するユースへの支援
6. 西日本区が独自で企画実施するユース参画事業などへの支援
7. 事業委員会の認める YMCA サービス活動、ユース活動に資する事業への支援

### 第 2 項 地域奉仕・環境事業資金

1. クラブおよび部の地域奉仕・環境事業活動に資する事業
2. 各部のメネット相互の親睦推進活動ならびにメネットから提案される地域奉仕・環境事業に資する事業
3. ワイズが関わり YMCA が地域社会奉仕・環境事業活動に資する事業
4. 国際協会やアジア太平洋地域の地域奉仕・環境事業に活動に資する事業
5. ワイズおよび YMCA にかかわる天災、戦乱その他の緊急救援活動に資する事業
6. 事業委員会の認める地域奉仕・環境事業活動に資する事業
7. 自然災害緊急支援基金「NDERF」への献金（既定事業）

(支援金の申請)

## 第 7 条 この資金からの支援を受けようとするクラブ（必要に応じ、部および日本 YMCA 同盟）は、資金援助申請書（様式 1）に所定事項を記入の上、部主査、部長を経て、事業主任に提出する。ただし、部および日本 YMCA 同盟にあっては直接、事業主任に提出する。なお、申請に際しては第 8 条の「支援金申請の留意点」を参照・熟読の上、申請する

(支援金申請の留意点)

## 第 8 条 この資金からの支援金については、原則として第 6 条「運用の基準」で判断するが、下記の事項も留意し判断する。

1. 申請するクラブまたは部が各プログラムや事業に力強く取組み、各種献金の意義を理解・協力していること（例えば、クラブの前年度献金実績がある事、前年度献金額が目標達成なされていない場合は、事業委員会で、今後の献金目標達成に向けて付議した上で減額する場合もある）。
2. 「地域奉仕・環境事業資金」からの支援金は、YMCA の事業であってもワイズがかかわっていることを原則とする。部、クラブ、又はメンバーと YMCA との協働の事業としていること（後援・プログラム・チラシ等に具体的なワイズメンズクラブの名前を望む）。ただし第 6 条第 2 項④ならびに⑤においてはその限りではない。
3. 資金申請は、事業開催日の 1 ヶ月以上前に行う事を原則とし、申請書には事業予算及び自クラブ（部）の負担額、使途計画を記載する。



4. 原則として第4条「既定事業」以外の申請金額は、総事業（プログラム）費の50%以内とし、総事業費には飲食代・茶菓代・参加するワイズなどへの交通費・宿泊費及び個人資産になる物への費用などは含めない。ただし、ユースリーダーおよびユース参加者へのこれら費用はその限りではなく、審議をもって総事業費の範囲内と認める場合がある。また、第6条の第2項⑤に関する支出もその限りではない。
5. 各部における「YYY フォーラム」実施時の資金申請については、申請の上限金額を50,000円とし、ワイズメンバーの飲食代・茶菓代・参加するための交通費・宿泊費及び個人資産になる物への費用は含めない、また申請は各部年度内に1回とする。その他事業の申請方法と同様、事前に資金援助申請書（様式1）を提出の上、審議・決定する。
6. 事業が変更、縮小、中止された場合は、申請時に承認した支援金を減額または中止する場合もある。
7. 各クラブ（部、日本YMCA 同盟、及び各部メネット）資金申請の年度内の総額が収入を上回ると予想される場合は、年度の途中でであっても資金申請を打ち切る場合もある。
8. 一事業における年度内の支援金申請は原則1回とする。
9. 各部のメネット相互の親睦推進活動については、参加メネットならびに女性会員1人あたり上限金額を500円とし、申請は各部年度内に1回とする。
10. 恒例的に行われる事業（プログラム）においては、3年間の期間を経た場合は再申請を可能とする。但し、事業内容がより活性化され、大きな効果が期待できると事業委員会で認められたものは、その限りではない。また、「地域奉仕・環境事業資金」からの環境事業への支援金については、継続した事業の優位性が認められることから最高3年間の継続申請を受付ける。但し、2年度目からは減額される場合がある。
11. 他の団体（YMCA 以外）との協働事業には、少なくとも共催以上（後援・協力等ではなく）とすること（プログラム・チラシ等に具体的なワイズメンズクラブの名前が記載要）。
12. 事業（プログラム）終了後の実施報告書（様式2）には事業報告・収支報告・写真（明らかにワイズ活動と認識できる）の最低3点の提出が必要。

（支援金の審議）

第 9 条 資金援助申請書が提出されたときは、各事業委員長は速やかに事業委員会を招集し、申請内容を審議する。

（支出の決議・承認・実行）

第 10 条 申請の決議は、事業委員会の決議を経て理事が承認するが、資金の支出実行は、特段の理由がない限り、申請事業が終了され、下記第11条の実施報告書の提出後に実施する事とする。但し、第6条1項⑤ならびに⑥における支出実行については、その限りではない。

（実施報告）

第 11 条 この資金の支援申請を行ったクラブは、当該事業終了後速やかに実施報告書（様式2）を作成の上、部主査、部長を経由し事業主任に提出する。

（改正）

第 12 条 この細則は区役員会の承認を経ることにより改正することが出来る。

2025 年 4 月 12 日 制定

2025 年 7 月 1 日 施行